

消費生活相談室より ～ゲームは“タダ”ではありません～

★困っています★

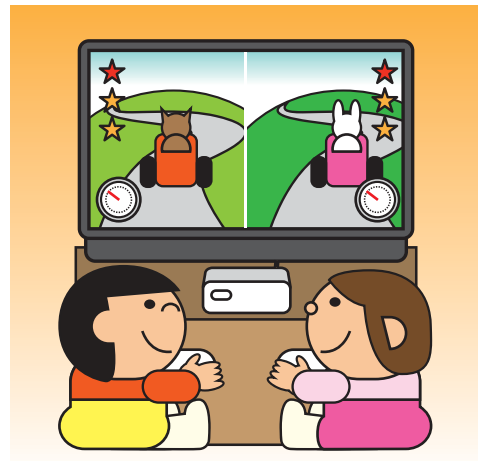
クレジットカード会社から身に覚えのない請求が届いたので確認したところ、小学生の子どもがスマートフォンで無料のオンラインゲームで遊んでいた際にアイテムを購入するために親のクレジットカードで決済をしていたことが分かりました。子どもが親の承諾なしに利用したのですが、やはり支払わなくては行けませんか。(40代女性)

◎相談室から◎

オンラインゲームは基本的な機能は無料のものが多いですが、ゲームを有利に進めるためにアイテムを有料で購入することになりがちです。未成年の子どもが親に内緒でアイテムを購入したケースでは、ゲーム会社が購入の状況などを詳しく聞き取り、請求を取り消すかどうか判断することになります。

★トラブルにあわないために★

- インターネット上ではクレジットカードの情報を入力すると本人とみなされて決済されるため、子どもによる利用でも未成年者契約の取り消しができない場合があります。名義人にはカードの管理責任が問われますので、日頃から細心の注意をして管理しましょう。
- 最近では携帯電話やスマートフォンだけでなく、ゲーム機もインターネットにつながり、街中にあるWi-Fiスポットに行けば無料でオンライン通信ができます。ゲーム機はインターネットにアクセスできないよう事前に使用制限をかけることができるので、子どもが使う前に保護者が必ず取扱説明書をよく読み、使用制限機能を設定しましょう。また利用時間などのルールについて家庭内でよく話し合しましょう。



★くらしの相談を発行しました

☆最新の相談事例をまとめた「くらしの相談vol.24」を発行しました。ぜひご覧ください。

配布場所 消費生活相談室、市役所1階市民相談室、4階経済観光課文化センター、市政情報センター、生涯学習センター中央図書館



消費生活相談室 休館日のご案内

土・日曜日、祝日・年末年始以外で次の日がお休みとなっています。

- ☆12月10日(火)
- ☆1月29日(水)
- ☆2月28日(金)
- ☆3月6日(木)

12月	2014年1月
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4
8 9 10 11 12 13 14	5 6 7 8 9 10 11
15 16 17 18 19 20 21	12 13 14 15 16 17 18
22 23 24 25 26 27 28	19 20 21 22 23 24 25
29 30 31	26 27 28 29 30 31
2014年2月	2014年3月
日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
1	1
2 3 4 5 6 7 8	2 3 4 5 6 7 8
9 10 11 12 13 14 15	9 10 11 12 13 14 15
16 17 18 19 20 21 22	16 17 18 19 20 21 22
23 24 25 26 27 28	23 24 25 26 27 28 29
	30 31

消費生活だよりは6・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。平成25年度は東京都の交付金を活用して自治会にも配布しています。

問合せ先
府中市生活環境部経済観光課
消費生活係
TEL 042-335-4124
FAX 042-360-9370
Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp

府中市

消費生活だより



No.15 平成25年12月発行
編集・発行
府中市生活環境部
経済観光課消費生活係
〒183-8703 府中市宮西町2-24
Tel.042(335)4124

ご自宅にリコール対象製品はありますか？

- *IH調理器 *エアコン
- *扇風機 *温水洗浄便座
- *加湿器 *空気清浄器
- *石油・電気温風暖房器
- *石油・ガス給湯器 *電気カーペット
- *洗濯機 *冷蔵庫 *電子レンジ
- *簡易消火具 *介護ベッド
- *DVDプレーヤー *携帯型音楽プレーヤー

これらの製品で特定のメーカー・型番のものについては、リコール対象製品としてメーカーが回収・無償点検等呼びかけています。

気づかずに使い続けると、場合によっては**火災などの重大な事故**などにつながることもあります。

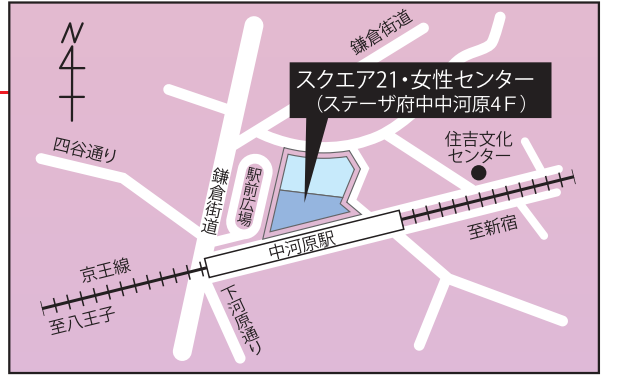
- ・該当の機種かどうかについてはメーカー・型番を確認の上、消費生活相談室へお問い合わせください。
- ・また、消費者庁リコール情報サイト <http://www.recall.go.jp/> で確認することもできます。

***大掃除の時などに家の中や物置などに眠っていないか今一度確認してみてください。**

「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活相談室にご相談ください

府中市消費生活相談室

相談専用 ☎042-360-3316
相談時間 午前10時～正午、午後1時～4時
相談場所 府中市消費生活相談室
スクエア21・女性センター内
相談方法 電話、または来所

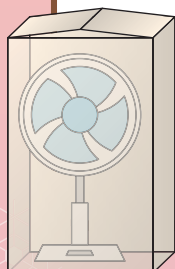


リコール製品以外でも事故は発生しています。毎日の生活に潜む危険を認識し、製品と正しく付き合って安全安心な暮らしを目指しましょう。

例えばこんな事故が・・・

○経年劣化による事故

- ・長年使用している扇風機、エアコン(室外機含む)、ストーブ、冷蔵庫などから発火した。



○リビング・寝室での事故

- ・地震で薄型テレビが転倒した。
- ・落ちていたボタン電池、薬、タバコなどを子供が飲みこんでしまった。

※ ☹️ 子どもに多い事故

○洗面所・トイレでの事故

- ・ドライヤーのコードが断線して発火した。
- ・乾燥機付き洗濯機を運転中、突然白煙が出て洗濯物が焼けた。
- ・温水洗浄便座が発火した。
- ・子どもが歯磨き中に転倒したり、人や物にぶつかって歯ブラシで口の中をけがをした。

責了
2013.11.21
factory

○お風呂での事故

- ・粒状の入浴剤が浴槽の中できちんと溶けておらず、滑って転倒した。
- ・カビ取り剤で掃除をしていたら換気が不十分で苦しくなった。
- ・子どもが浴槽のふたにふざけて乗っていたら滑って浴槽に落ち溺れた。
- ・お風呂用の浮き輪を使って子どもを入浴させていたら保護者が目を離したすきに溺れた。

○台所での事故

- ・電子レンジで湯たんぽを暖めていたら爆発した。
- ・野菜をスライスする際にスライサーで指をけがした。
- ・IHクッキングヒーターでてんぷらを揚げていたら鍋から発火した。
- ・子どもが炊飯器の蒸気でやけどした。
- ・電気ケトルが落下して子どもがやけどした。

製品事故を未然に防ぐため

●取扱い説明書を読む

製品を使用する前に、取扱い説明書や本体にある「注意」「警告」の表示を必ず確認しましょう。正しい使用方法・廃棄方法を守ることが大切です。

●定期的に点検・掃除をする

リコール製品でなくとも、長い間使用していると経年劣化により安全性は低下します。使う前にコードのほつれがないか、異音・異臭がしないかなどを確認しましょう。

●異常を感じたらすぐに使用をやめる

音や臭いなどがいつもと違うと感じたらすぐに使用をやめ、メーカーや販売店に連絡しましょう。

●リコール情報を確認する

日頃から製品事故・リコール情報に関心を持ち、該当の製品が身の回りにないか確認しましょう。

リコール情報などが確認できるサイト

- ☆消費者庁リコール情報サイト
- ☆製品事故情報データベースシステム

上記のサイトには府中市ホームページの府中でくらす>消費生活>消費生活情報>くらしの安全(リコール情報・製品事故)からアクセスできます。

対象製品をお持ちの場合は直ちに使用を中止してメーカーへ連絡してください。

製品事故が起きたら

●医療機関で受診する

身体に被害があればすぐに医療機関で診察・治療を受けましょう。

●事故を記録し、原因となった製品は保管する

事故の原因となった製品は捨てずに保管しましょう。事故の状況を写真に撮り、製品名・型式・購入店・買ってから不具合が生じるまでの経緯を記録しましょう。

●消費生活相談室に連絡してください

寄せられた事故やけがの情報が今後の事故の未然防止につながります。



府中市消費生活相談室 ☎042-360-3316(相談専用)